

## 1 指定の確認の概要

平成28年5月26日に広島県及び山口県、翌27日に京都府及び鹿児島県の各公安委員会から、以下の暴力団に対する指定暴力団としての指定について確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

- (1) 五代目共政会（主たる事務所：広島県、代表する者：<sup>もりやあつむ</sup>守屋 輯、構成員：約180人）
- (2) 七代目合田一家（主たる事務所：山口県、代表する者：<sup>きんきょうかん</sup>金 教 煥、構成員：約100人）
- (3) 六代目会津小鉄会（主たる事務所：京都府、代表する者：<sup>ばばみつぐ</sup>馬場美次、構成員：約130人）
- (4) 四代目小桜一家（主たる事務所：鹿児島県、代表する者：<sup>ひらおかきえい</sup>平岡 喜榮、構成員：約70人）

## 2 指定の要件に該当すると認める理由

### (1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

以下を踏まえ、各団体は、資金獲得活動のため、各団体の威力をその暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

#### ア 威力を利用した資金獲得活動

前回の指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、その威力を利用した資金獲得活動を行い、恐喝等により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。

#### イ 審査専門委員の意見

いずれの団体についても、審査専門委員から実質目的要件を満たす旨の意見が提出された。

### (2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

各団体の幹部又は全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率はいずれも暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

### (3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位の階層、指示又は命令できる地位の階層及びその他の地位の階層を有し、階層的に構成されている団体である。

## 3 今後の予定

- (1) 6月23日 国家公安委員会による確認  
各府県公安委員会へ確認結果通知書を送付
- (2) 7月19日 各団体の官報公示、各団体へ指定通知書を送達
- (3) 7月27日 各団体の指定の効力発生

## 1 改正の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の施行に伴い、下位法令について所要の改正等を行うもの。

## 2 主な内容

### (1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案

自動車等の運転に関し認知機能が低下した場合に行われやすい行為の類型（信号無視等）、各種講習の手数料の標準等を定める。

### (2) 道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案

改正法の施行期日を平成29年3月12日とする。

### (3) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

臨時高齢者講習の受講者の基準（直近の認知機能検査と比較して臨時認知機能検査の結果が悪化した者等）、更新時の高齢者講習及び臨時高齢者講習の内容、準中型自動車の大きさ（車両総重量3.5トン以上7.5トン未満）等を定める。

### (4) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案

準中型自動車に係る車両の種類（略称「準中型」等）を新設する。

### (5) 指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を改正する規則案

準中型免許に係る指定自動車教習所の指定の基準について、教習の科目の基準の細目、教習時間の基準の細目、教習方法の基準の細目等を定める。

### (6) 指定自動車教習所の指定に係る別段の申出に関する規則案

旧法中型免許に係る指定自動車教習所が、改正政令により準中型免許に係る指定自動車教習所とみなされることを希望しない旨の申出に関する手続について定める。

### (7) その他

関連する国家公安委員会規則の規定を整備する。

## 3 意見公募手続の実施結果

平成28年5月13日から同年6月11日までの間、意見公募手続を実施した結果、40件の御意見が寄せられた。

## 4 政令案の今後の予定

閣議 7月5日（火）

## 1 経緯

- (1) 大阪府警察では、平成24年4月に開所予定の証拠品管理センターの運用開始に向けた取組として府下警察の証拠物件の確認作業を実施。
- (2) 平成24年11月、大阪府羽曳野警察署において、正規の保管場所以外の場所に捜査書類、証拠物件が多数保管されていたため、所要の処理を実施し公表。
- (3) その後も、多くの警察署で同様の実態（正規の保管場所以外の場所に捜査書類や証拠物件が保管）が判明。
- (4) 平成26年7月以降、プロジェクトチームを設置するなどして、本部所属、警察署等に対する調査を実施し、正規の保管場所以外の場所に保管された捜査書類、証拠物件等を確認するとともに、送致すべき事件を送致するなどの処理を実施。

## 2 措置結果

- (1) これまでの調査により不適切な管理が確認された所属は61警察署。
- (2) 公訴時効完成事件は2,272件（証拠物件8,350点）で、1,218件（証拠物件4,848点）を時効送致。

## 3 主な原因・背景

発生する事件数が多い中で、事件や証拠物件の簿冊管理や引継ぎ、捜査書類や証拠物件を正規の保管場所に保管して管理するなどの組織的管理が十分になされなかったことによる。

## 1 経緯

- 第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）において、「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する」こととされた。
- 同計画を受けて法務省に設置された「性犯罪の罰則に関する検討会」の第12回会議（平成27年8月6日）において、「性犯罪の罰則に関する検討会」取りまとめ報告書が提示された。
- 平成27年10月、同報告書を受けて、刑法改正の要綱（骨子）について審議するため、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会が設置された。
- 以降、各論点についての検討や有識者に対するヒアリングを経て、第7回会議（平成28年6月16日）において、要綱（骨子）（別添）が採決された。

## 2 要綱（骨子）の概要

- (1) 強姦罪の処罰対象行為の拡張・法定刑の引上げ
- (2) 準強姦罪の処罰対象行為の拡張・法定刑の引上げ
- (3) 監護者であることによる影響力に乗じた性行為等に係る罪の新設
- (4) 強姦罪等の非親告罪化
- (5) 集団強姦罪等の廃止
- (6) 強姦等致死傷罪等の処罰対象行為の拡張・法定刑の引上げ
- (7) 強姦と強盗を同一機会に行った場合の罰則の整備

## 3 今後の予定

本年9月に開催予定の法制審議会総会における議決を経て、法務大臣に要綱（骨子）を答申。

## 1 目的

安心な社会を創るための匿名通報事業は、暴力団等による犯罪の検挙、少年福祉犯罪等の検挙や被害者の早期保護等に資するため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による通報を受け、これを警察に提供して捜査等に役立てようとするもの。

## 2 平成27年度中の通報の受理・活用状況

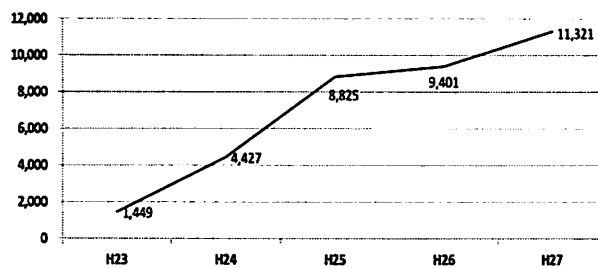
### (1) 受理件数

11,321件（前年度比+1,920件）  
 電話：521件（前年度比-186件）  
 ウェブサイト：10,800件（前年度比+2,106件）

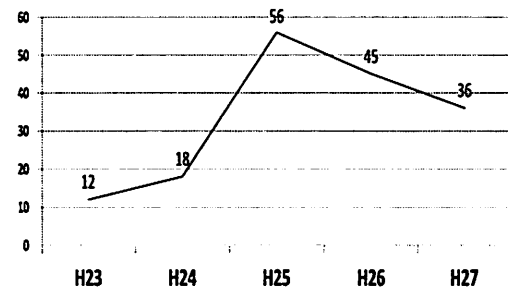
	H23	H24	H25	H26	H27
受理件数	1,449	4,427	8,825	9,401	11,321
電話	267	765	819	707	521
Web	1,182	3,662	8,006	8,694	10,800
検挙等(※)件数	12	18	56	45	36

(※)人身取引等・少年福祉の被害者の保護、児童虐待事案の被害児童の保護に貢献した事案を含む。

年度別受理件数



年度別検挙等件数



### (2) 対象事案別通報・検挙等件数

	対 象 事 案							計	参考情報	合 計
	暴力団が関与する犯罪等	犯罪インフラ事犯	薬物・拳銃事犯	少年福祉犯罪	児童虐待事案	人身取引事犯等	特殊詐欺			
通報	273件 (5.6%)	232件 (4.7%)	2,394件 (48.9%)	1,036件 (21.1%)	508件 (10.4%)	227件 (4.6%)	230件 (4.7%)	4,900件	6,421件	11,321件
前年度比	+150件	+36件	+679件	+211件	+128件	-41件	-	+1,393件	+527件	+1,920件
検挙等	0件	2件	12件	13件	0件	2件	1件	30件	6件	36件
前年度比	-2件	-3件	-6件	+1件	-1件	±0件	-	-10件	+1件	-9件

- 対象事案に係る通報4,900件のうち、薬物・拳銃事犯に係るものが全体の48.9%で最多。平成27年4月1日から対象事案に追加された特殊詐欺が4.7%。
- 薬物・拳銃事犯2,394件のうち、薬物事犯が2,362件で、前年度に比べ677件増加。
- 児童虐待事案508件のうち、児童虐待の疑いが認められた44件について、都道府県警察から児童相談所に通告を実施。
- 参考情報からも、賭博事件、不法残留事件等を検挙。

公安委員会	北海道釧路市における	平成28年6月23日
説明資料No.6	殺傷事件について	捜査第一課

平成28年6月21日、北海道釧路市昭和中央に所在する大型商業施設において、刃物を持った男が次々と女性を殺傷する事件が発生したものの。

#### 1 発生日時・場所

平成28年6月21日（火）午後3時15分ころ

北海道釧路市昭和中央4丁目

#### 2 被疑者

北海道釧路市居住

新聞配達員

33歳

#### 3 被害者

- |     |          |      |    |     |         |
|-----|----------|------|----|-----|---------|
| (1) | 北海道釧路市居住 | 団体職員 | A女 | 68歳 | ※死亡     |
| (2) | 北海道釧路市居住 | 無職   | B女 | 76歳 | ※前頸部切創等 |
| (3) | 北海道釧路市居住 | 店員   | C女 | 66歳 | ※左手掌部切創 |
| (4) | 北海道釧路市居住 | 無職   | D女 | 49歳 | ※後頸部切創  |

#### 4 事件の概要

被疑者は、上記日時場所において、所携の刃物で被害者らを次々と突き刺すなどして殺傷したものの。

被疑者は、駆けつけた警備員により現行犯逮捕された。